じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金

〒259-1131 伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ1階 TEL: 0463-94-9600



昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は、次のとおり活用させていただきました。 温かいご支援をありがとうございました。

11,904,946円 令和6年度共同募金寄付金総額

寄付金総額は、"赤い羽根募金"と"年末たすけあい募金"を合計した金額です。

赤い羽根募金 6,263,969円



年末たすけあい募金 5,640,977円

### "赤い羽根募金" のつかいみち

●市内の社会福祉施設・団体 1,420,000円

#### **《施設整備費》**

\*社会福祉法人こまや社会福祉事業会 大山ホーム 1,320,000円 (消防設備(防排煙制御設備・屋内消火栓設備) 更新工事)

#### 《在宅福祉援助費》

- \*NPO法人外出支援サービスワーカーズ・ コレクティブハミング 100,000円 (在宅福祉サービス実施に係る事業費)
- ●社会福祉協議会実施の事業費 2,540,231円
- \*広報等発行事業
- \*障がい児・者ふれあい交流事業
- \*地域福祉活動計画推進事業 など

募金実績額と配分金との差額 (2,303,738円)は、県 内他市町村の福祉事業者への支援金として配分されて います。

### "年末たすけあい募金"のつかいみち

- ●市内要援護世帯へ 4,352,000円
- ●子育てサロン事業費 405,000円 (子育てひるばきらきら、ひだまりバンビーニ、 大山高部屋保育クラブ)
- ●高齢者のミニデイ(サロン)事業費 321,000円 (片町ミニサロン、八幡台お楽しみ会、 ミニサロン岡崎、 東高森団地わかばの会、 粟窪活性化委員会)
- ●障がい者サロン事業費 100,000円 (あいぽっけ、茶和やかサロン)
- ●社会福祉協議会実施の事業費 462.977円





~ 募金活動の様子 多くの皆さまのご協力に 感謝申し上げます。



"手作り募金箱"





10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。 今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

野毛山動物園の ミナミコアリクイ「ムム」

### 10月1日から赤い羽根募金が始まります。

## 令和7年度の全国共通テーマは

# 「つながりをたやさない社会づくり」

ことしで79回目を迎える共同募金運動は、住民一人ひとりが地域社会とつな がり支え合いながら、安心して生活していくための「地域共生社会」を実現して いくため、県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会 的な課題や国内大規模災害時の支援事業にも積極的に取り組んでまいります。



Rellmane

★湘南ベルマーレは 赤い羽根共同募金を 応援しています!

です。



### 共同募金って なに?

共同募金は、民間が行う寄付金募集 として、毎年、厚生労働大臣の告示に より実施する "たすけあい"、の運動 です。

戦後復興の一助となることを目 的として始まり、現在では皆さま がお住まいの地域のさまざまな福 祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱う ために、寄付金の募集や配分方法 などが「社会福祉法」で定められ ています。



募金の7割は、あなたの 町の高齢者や障がい者の家 事援助や配食サービス、子育 て支援などのボランティア活動 などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設 の遊具や障がい者施設の福祉 車両の整備をはじめ、生活困 窮者への食支援活動や国内大 規模災害時の災害ボランティ ア活動にも役立てられてい ます。



# 募金なのに、 どうして目標額が あるの?

地域福祉を進めるために、 活動資金をあらかじめ把握 して、計画的に募金を行う ことが「社会福祉法」で定 められています。

募金は任意ですが、地 域福祉を資金面で支えて いくためにご協力をお願 いします。

各種社会 福祉団体へ

児童・高齢者・障がい児者 等の民間社会福祉施設へ

2億350万円 7,380万円 年末たすけあい 在宅福祉サー 援護活動 ビス団体へ 3億7,732万円 3,500万円 国内災害時の 子ども食堂 準備金として 2,000万円 3.600万円 募金·広報資材 作成費および 本会事業費 8.384万円 令和7年度

社会的課題への 緊急対応事業お よび災害被災者 支援事業 1,000万円

市区町村社会 福祉協議会へ 3億188万円

寄付金配分計画額 12億円

市区町村ごとの 共同募金会事業費 5,866万円

令和7年度の目標額は

#### 税制の特典があります!

◎共同募金への寄付金は、法人税や個人所得税 (所得控除または税額控除)等の税制優遇の対象となります。 ◎共同募金への遺贈寄付は、租税特別措置法第70条による税制優遇措置があります。

- ●共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 https://www.akaihane.or.jp/hanett
- ●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。 〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター6階 電話 045-312-6339

じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金

